

**白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び
白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要**

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係（白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

ア 第8条の2関係

職員が請求した場合に超過勤務免除の対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大（現行は3歳未満の子）

イ 第14条関係

子の看護休暇に関し、感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも休暇を取得可能となるよう取得事由を拡大

ウ 第19条関係

家族の介護の必要性が生じた職員への介護両立支援制度等の周知・意向確認及び職員への介護両立支援制度等の早期の情報提供に係る規定を定める。

エ 第20条関係

介護両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置に係る規定を定める。

(2) 第2条関係（白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

引用条項の改正に伴い、所要の文言整理を行う。

3 施行期日等

(1) 附則第1項関係（施行期日）

令和7年4月1日

(2) 附則第2項関係（経過措置）

3歳から小学校就学前の子に係る超過勤務免除について、施行日前においても請求を行うことができる旨を定める。